

協議会規程第20号

校長・教頭特別選考規程

校長・教頭特別選考規程（協議会規程第15号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、校長・教頭・指導主事選考規程第8条第1項の規定に基づき、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）が設置する小・中学校の校長及び教頭の特別選考（以下「選考」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（選考対象者）

第2条 選考の対象となる者は、次条に定める受験資格を有する者のうち、関係市町の教育委員会の教育長が推薦するものとする。

（受験資格）

第3条 校長特別選考の受験資格を有する者は、次の各号のすべてに該当する者のうち、選考を実施する年度の3月末日における年齢（以下「年度末年齢」という。）が35歳以上*56歳以下のもの（管理職としての経験を有する者の場合は年度末年齢が35歳以上*57歳以下のもの）とする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の規定に該当しない者
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 関係市町が設置する小・中学校において、現に教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員又は学校栄養職員の職にある者であって、教育に関する職（学校教育法施行規則第20条第1号に規定する職をいう。ただし、臨時的任用職員を除く。以下同じ。）に、選考を実施する年度の3月末日現在（以下「年度末現在」という。）10年以上あるもの

イ 関係市町が設置する小・中学校において、現に首席、指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭の職にある者であって、大阪府内の公立小・中学校においてこれらの職に、年度末現在2年以上あるもの

ウ 関係市町の職員（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員に限るものとし、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する県費負担教職員を除く。以下同じ。）であって、現に管理職の職にある者又は教育に関する職に通算して、年度末現在10年以上あるもの

2 教頭特別選考の受験資格を有する者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の規定に該当しない者

(3) 年度末年齢が35歳以上57歳以下の者

(4) 次のア又はイに該当する者

ア 関係市町が設置する小・中学校において、現に養護教諭、栄養教諭、学校事務職員又は学校栄養職員の職にある者であって、これらの職に、年度末現在10年以上あるもの

イ 関係市町の職員であって、現に管理職の職にあるもの又は教育に関する職に通算して、年度末現在10年以上あるもの

3 第1項第3号のウに該当する者のうち管理職としての経験を有する者及び前項第4号のイに該当する者については、原則として、選考実施年度の1月1日から勤務可能であることとする。

(選考委員会)

第4条 選考は校長・教頭・指導主事選考規程第4条第1項に規定する校長・教頭・指導主事選考委員会（以下「委員会」という。）が統括し、実施にあたっての細部を決定することができる。

(選考方法)

第5条 選考は、次の各号に掲げる方法によって行う。

(1) 校長

ア 一次選考 書類選考及び筆答試験

イ 二次選考 面接試験

(2) 教頭

ア 一次選考 書類選考及び筆答試験

イ 二次選考 面接試験

(合否の決定)

第6条 選考における合否の決定は、委員会の審査結果に基づき、大阪府豊能地区教職員人事協議会の会長（以下「会長」という。）が専決する。

2 前項の専決による選考の合格者は、それぞれ校長及び教頭の候補者となる。

(候補者名簿への登載)

第7条 会長は、前条第1項の専決後すみやかに候補者を校長・教頭・指導主事選考規程第7条第1項に規定する校長候補者名簿又は教頭候補者名簿に登載する。

(候補者の任用)

第8条 会長は、管理職としての経験を有する校長候補者について、原則として、選考実施年度の1月1日に校長として任用すべきものとして、関係市町の教育長に通知する。

2 会長は、管理職としての経験を有しない校長候補者について、原則として、

選考実施年度の翌年度以降に教頭又は関係市町の教育委員会の指導主事として任用し、1年間の勤務を経た後、校長として任用すべきものとして、関係市町の教育長に通知する。

- 3 会長は、現に公立小・中学校に勤務していない教頭候補者について、原則として、選考実施年度の1月1日に教頭として任用すべきものとして、関係市町の教育長に通知する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年5月26日から施行する。
- 2 平成27年6月11日から平成31年4月1日までの間に限り、第3条第1項の規定の適用については、同項中「56歳」とあるのは「57歳」と、「57歳」とあるのは「58歳」とする。

附 則

この規程は、平成27年6月11日から施行する。